

財政及び財産に関する最初ノ取極ノ附定書

アメリカ合衆国政府（以下「合衆国」という。）と大韓民国政府（以下「韓国」という。）との間との協定は、本日付の「財政及び財産に関する最初ノ取極」ヲ第2条ヲ補定し、韓国に供与されたる余剰財産に対する代償としてノ不動産ヲ移転を規定する。

次のことを確認する。

韓国と合衆国との間「財政及び財産に関する最初ノ取極」は、合衆国の要請により韓国が合衆国の関心を有する韓国所在財産に対する権限を、引き渡すことを第2条で規定しているため、また、

韓国は、合衆国が希望する財産を両国政府が協定する価格で利用に供することを協定の前記の条の(d)で約束しているため、また、

合衆国は、協定の前記の条項に基づいて受け取ることを希望するある財産を既に没収した

うで、よつて、こゝに次々と協定した

1 韓国は、三人が承認された評個人がトル銀指定を所い決定した価格で、次々ものを合
むかそれに限定されではないない財産を、こゝ協定の実施日から六十日又はどうころに
合衆國に移転する。こゝ三人が評個人については、一人を韓国が任命し一人を合衆國が
任命し、まず選定された二人が評個人が議長を任命する。

(A) 軍用家族住宅及び土地第十号

チヨン・ドン一ウ三十元

千三百六十二坪

(B) ロシア人住宅第一号

チヨン・ドン一ウ三十元

七百二十坪

(C) 現在コ合衆國領事館の南の空地

チヨン・ドン一ウ元

千四百十四坪

(D) 現在コ合衆國領事館の南の空地、京城クラブの所有地に至る合衆國領事館の横に現
在通つてゐる道路の一部

チヨン・ドンハラー 八ウ三、八ウ四、八ウ五、八ウ六、八ウ七、八ウ八、八ウ九

八ウ十及び八ウ十七

五百三十五坪四十

(E) 軍用家族住宅第十号及びロシア人住宅第一号の遺棄の三角形の土地並にニウ七地

の上の倉庫一、住宅三戸及び他ノ建物

チヨン・ドン一ウ三十元

サウダイ・ムン・フ

千六百七十五坪

(F) 住宅約四十三戸、他ノ各種ノ建物及びこれらが建設地から成る旧軍政府第二号地区

の全部

前記は、この地区の殖産銀行の所有するすべての財産を包含する意圖を有してゐる

わうである。ソル・ヒウン・ドン四十九ク一全部と、サカン・ドン九十六、九十七、
九十八、九十九、百二、百三十一、百四十一及び百四十二全部並ひにこれら
の土地の上をすべし建物

約九千九百十五坪

(4) 半島不テル及び隣接する果樹の駐車場

ウルチル^日百八十クニ

チヨンノ・フ

千九百四十四坪

以上の証候として、下名は、各自が政府の正当な委任を受け、千九百四十八年九月十一
日韓国京城において、イギリス語及び朝鮮語の二の協定に署名した。

イギリス語及び朝鮮語の本文は、同一の効力を有するが、相違がある場合には、イギリ
ス語の本文による。

アメリカ合衆国政府のために

シヨン・ジェー・ムツネオ

大韓民国政府のために

リー・ブム・スク

チャン・タイク・サン

附屬表 A

無償借地ノ条件で合衆國政府ノ一時的使用ヲために大韓民國政府が提供する財産は、次
のものを含むが、これに限らない。

- (A) 第一、第二及び第七ノ三軍用地区にある特定住宅五十一戸及び土地
- (B) 散在する諸地区にある軍用家族住宅第^{第百四十三号}九号、第百四十三号、第二百十八号、第二百一十一号、軍用宿舍第五号、第十号及び第十一号
- (C) 半島ホテルの向側にある三井ビルディング及び土地
- (D) 合衆國公報館及び土地（旧警視庁ビルディング）
- (E) 第二十四軍団特務隊地区
- (F) 南大門附近ノ地区にある第二百十六補給隊コンクリート建倉庫
- (G) 第七師団地区（サビンゴ兵營）にある住宅五十六戸及び土地
- (H) 中央庁地区にある住宅五十七戸
- (I) 國軍用宿舍第三十二号（國際ホテル）及び合衆國軍宿舍第二十四号（首都ホテル）
- (J) 建物三から成る軍用宿舍第二十三号（内資アパートメント）
- (K) 國軍用宿舍第三十八号（プラザ・ホテル）
- (L) 使用しうる住宅八戸及びアパートメント十五から成るヨン・ドン・ボ軍用家族住宅地区第一号